

公的年金から 次に天引きするもの

国 民の安定的生活財源としては給与に次いで年金が重要な位置を占めるようになっています。団塊の世代が退職期に入るなど、年金受給者が急速に増えていることもその背景にあります。それに対応するように税金や社会保険料も天引財源として年金を対象にするようになっています。

は じめは、所得税の源泉徴収でした。介護保険制度が始まると介護保険料も天引きされるようになります。75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度も今年4月から始まるところも対象になりました。この後、65~74歳が加入する国民健康保険料についても今年10月から年金天引きが開始されることになっています。

そ の次は個人住民税です。今年の税制改正で決まりましたことです。

昨 年からは、制度改革により、所得税よりも住民税の負担が重いという人が多数派になっています。年金者の住民税は本人が直接納付することが多く、その負担感が特に多く感じられ、負担の変化にも敏感になりやすく、住民税をめぐる氾濫とでもいうべき社会現象も起きていました。それで、全国市長会などからの強い要望で、負担感を希薄にできる公的年金からの天引きが今年の地方税制改正に盛り込まれたのでした。

天 引きの対象となるのは、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の納税

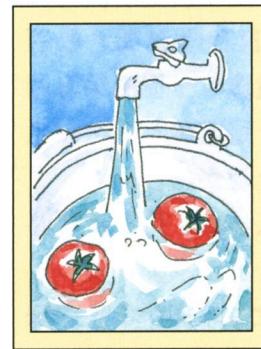
者ですが、給付額が年額18万円未満である場合や、徴収税額が年金給付額の年額を超える場合は対象とはなりません。制度が適用されるのは、平成21年10月支給分からです。

総 務省によると、年金受給者のうち、個人住民税を納める水準まで年金収入がある天引きの対象となる人は5百万~6百万人いるようです。天引きは自治体にとっても事務を効率化できるメリットがあり、年金受給者も年間4回の納付手続の手間が省けます。それに、住民税の天引きは見かけ上、年金の手取り額が減る形になりますが、各人の税や公的負担の総額に変化があるものではありません。

こ うみると、重要な制度改正というものではない、と言えるかもしれません。広報説明が不足するとまたまた年金への不満を鬱屈させかねないのでと危惧されます。

7日立秋、
23日処暑。
務上の問題が生じがちで、
的確な処理が必要です。
金と交際費の区分など、税
務上の問題が生じがちで、
の派遣などの費用は、寄附
ノトに対して、会社が提供
する社名入りの团扇やタオ
ル、手拭いなどは、原則と
して広告宣伝費となります。
しかし、現金の寄附や人

8月。神社や寺院で聞く
「蝉時雨」はいつとき暑さ
を忘れさせてくれます。
さて、夏祭りや納涼イベ



樹木の亭々として大空に秀で、
よく暴風大雨に耐え得るは、
これに過当するの根あつて
地中にわだかまるが故なり。

(新島
襄)

8月の税務メモ

(国 税)

- 7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間（予定）申告
- 個人事業者の消費税中間報告

(地方税)

- | | |
|------|--------------------|
| 11日 | ○ 7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 9月1日 | ○ 6月決算法人の確定申告 |
| “ | ○ 12月決算法人の中間（予定）申告 |
| “ | ○ 個人事業税の第1期分納付 |
| “ | ○ 個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| “ | ○ 個人事業者の地方消費税中間申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。